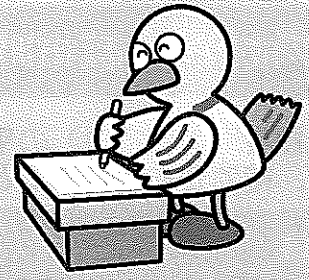


埼玉県補助金 授業料等軽減補助のお知らせ



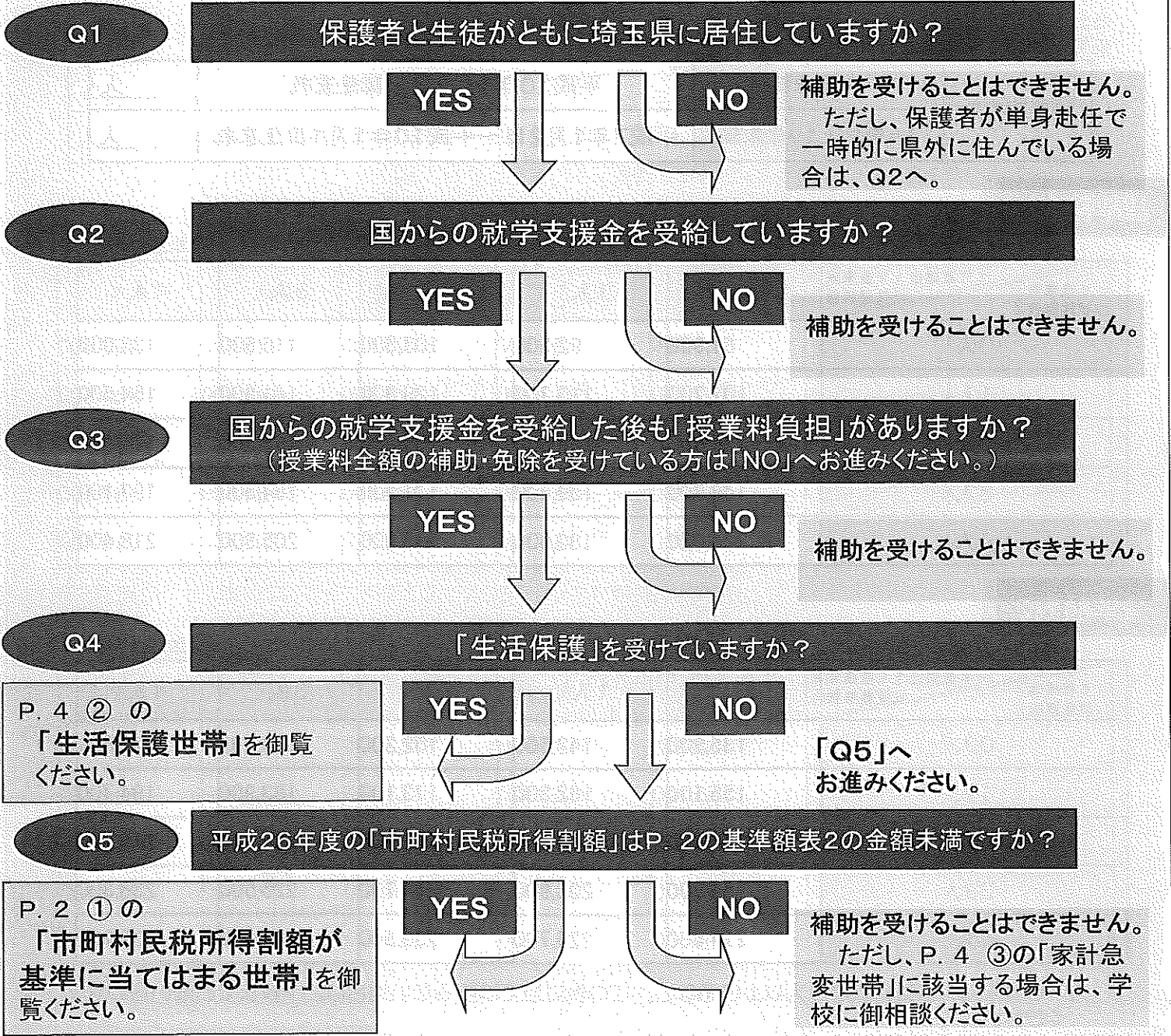
埼玉県のマスコット コバトン

(県内全日制高校2年生・3年生用)

- 埼玉県では、県内に在住で県内の私立高校（全日制）へ通学する生徒の授業料・入学金負担を軽減するため、国の就学支援金の支給に独自に上乗せして補助を行っています。
- 軽減対象となる方は、学校からの案内に従って、学校に申請してください。

補助金を受けることができる方は？

【ご自分の世帯が補助金を受けることができるか？下図を使って確認してみてください。】



補助金を受けることができる世帯

① 平成26年度「市町村民税所得割額」が基準に当てはまる世帯

保護者（二親権者）の平成26年度市町村民税所得割額の合計額が基準額表の金額未満であれば、補助金を受けることができます。

その1 市町村民税所得割額の基準額表

(1) まず、「世帯の市町村民税所得割額」を確認してください。

課税証明書に記載されています。P.3の市町村民税所得割額の見方を御参照ください。

世帯の市町村民税所得割額	保護者の市町村民税所得割額	保護者(配偶者)の市町村民税所得割額
_____円	= _____円	+ _____円

(2) ご自分の世帯の市町村民税所得割額が下記の基準額表に該当するか確認してください。

※ 保護者のうち所得が多い方が失職、死亡、離婚等となった場合は、P.4③の「家計急変世帯」を御覧ください。

【例】16歳未満1人、16歳以上19歳未満1人を扶養親族として申告している場合。

市町村民税所得割額が113,700円未満の方は基準額表1、113,700円以上162,300円未満の方は基準額表2に該当します。

※ 扶養親族とは税法上の扶養親族です。（平成26年度課税証明書の人数）

※ 年齢は、平成25年12月31日時点の年齢です。

扶養親族数	16歳未満	平成10年1月2日以降生まれ	___人
	16歳以上19歳未満	平成7年1月2日～平成10年1月1日生まれ	___人

基準額表1

単位：円

16歳未満 扶養親族数	16歳以上19歳未満 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
0人		81,300	92,500	103,600	115,600	133,000
1人		102,700	113,700	129,300	141,900	154,500
2人		125,400	138,000	150,600	163,200	175,800
3人		146,700	159,300	171,900	184,500	197,100
4人		168,000	180,600	193,200	205,800	218,400

基準額表2

単位：円

16歳未満 扶養親族数	16歳以上19歳未満 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
0人		135,300	142,500	152,300	163,100	173,900
1人		155,100	162,300	173,100	183,900	194,700
2人		174,900	183,100	193,900	204,700	215,500
3人		194,700	203,900	214,700	225,500	236,300
4人		214,500	224,700	235,500	246,300	257,100

※ 16歳未満の扶養親族が5人以上いるなど、この表に当てはまらない場合は、学校までお問い合わせください。

その2 市町村民税所得割額の見方

「課税証明書」の場合

※ 市町村窓口で取得してください。
 ※ さいたま市にお住まいの方は「所得証明書」になります。

配偶者控除の欄が空欄、配偶者特別控除の欄に金額が記載されている場合は、配偶者の課税証明書が必要となります。
 また、控除対象配偶者の有無欄が「有」の場合でも、収入が100万円を超える場合は課税されますので、その場合は、配偶者の課税証明書が必要となります。

平成26年度 課税証明書				〇〇第〇〇〇号	
賦課期目現在の住所及び氏名					
平成25年分の所得の内容		所得控除の内容		平成26年度 市・県民税	
給与収入		社会保険料控除		市	所得割
公的年金等収入		生命保険料控除		県	均等割
給与所得 (以下余白)		損害保険料控除		民	所得割
		配偶者控除		税	均等割
		配偶者特別控除		年 税 額	
		扶養控除		平成26年度課税標準額	
		基礎控除 (以下余白)		総 所 得 分	
所得の種類				分 離 課 税 分	
				扶養等の 内訳	控除対象配偶者の有無 特 定 同 居 老 親 一 般 普 通 障 害 老 人 年 少
		所得控除の合計			
所得の合計		繰越控除			

この欄に記載されている金額が「市町村民税所得割額」です。

補助金額

基準額 (市町村民税所得割額)	授業料補助金額(年額)
基準額表1の金額未満	375,000円(※) - 国の就学支援金受給額
基準額表2の金額未満	250,000円(※) - 国の就学支援金受給額

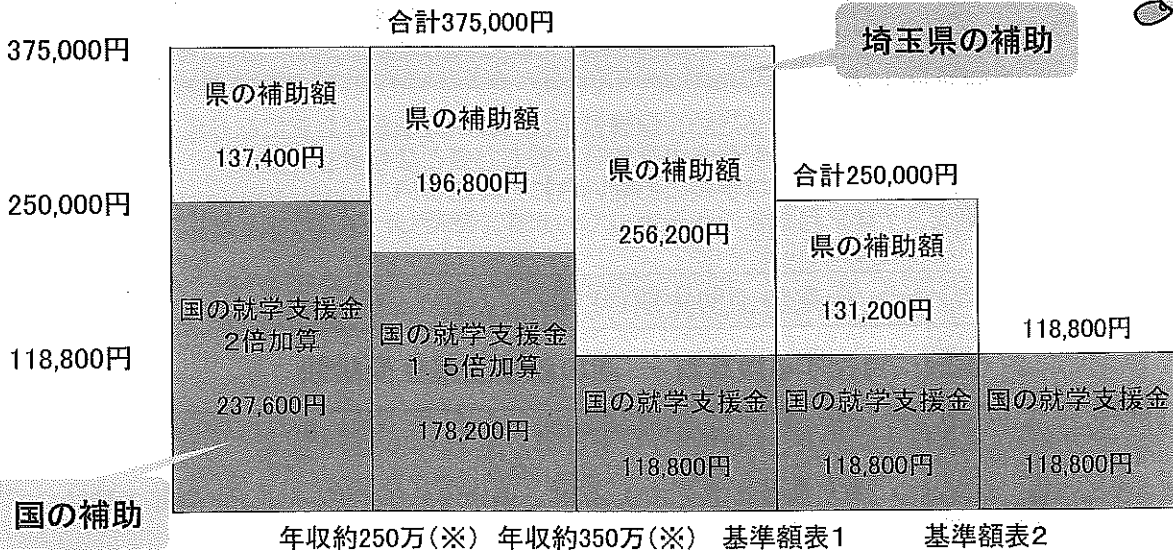
(※) 実際に負担する授業料年額が375,000円(250,000円)未満の場合は、その額が上限額となります。

授業料補助金額の内訳

授業料軽減補助事業は、国の就学支援金に上乘せして、埼玉県が独自に行うものです。生徒1人当たりの補助単価は全国4位です。
 埼玉県は、県内在住で、県内の私立高校に通学する生徒をお持ちの家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいます。



(支給額)



(※) モデル世帯(夫婦片働き、子供2人(うち高校生1人))の場合を想定しています。

その3 添付書類

基準に当てはまる場合は、補助金を受けることができます。

下記の書類を準備して「学校所定の書類」とともに御提出ください。（提出書類の詳細はP.6参照）

添付書類

- 学校所定の書類
- 世帯全員の住民票（続柄が記載されているもの）
外国籍の方は、世帯全員の登録原票記載事項証明書でも可。
- 保護者の「平成26年度 課税証明書等」（各市町村で名称は異なります。）

② 生活保護世帯

補助金を受けることができます。

下記の書類を準備して「学校所定の書類」とともに御提出ください。

添付書類

- 学校所定の書類
- 世帯全員の住民票（続柄が記載されているもの）
外国籍の方は、世帯全員の登録原票記載事項証明書でも可。
- 生活保護受給証明書（福祉事務所長が発行したもの）
※受給対象となる世帯全員について証明されているものが必要です。
※受給証ではありませんので、御注意ください。

授業料補助金額(年額)

実際に負担する授業料 - 国の就学支援金受給額

③ 家計急変世帯

保護者の失職、死亡、離婚等の理由から収入確保の手段を失った世帯、又は平成26年中の年間所得が前年に比べて半分以下に減少した世帯で、下記の基準に該当した場合は補助金を受けることができます。

○ 保護者の「失職」、「死亡」、「離婚」等

※次の①～③の全てに該当している場合が対象です。

① 保護者のうち、平成25年中所得の多い方に、失職、死亡、離婚等の事実が発生している。

（注）失職には、定年退職は含まれません。

② 死亡、離婚等が平成26年1月1日～平成26年12月31日までの期間に発生している。

（失職については、平成25年12月31日～平成26年12月30日までの期間に発生していること。）

③ 保護者のうち、平成25年中所得の少ない方の平成26年度の市町村民税所得割額が、基準額表2の金額未満である。

○ 平成26年中（1月～12月）の年間所得が、平成25年中（1月～12月）の年間所得に比べて、半分以下に減少

※ 保護者のうち、平成25年中所得の多い方、又は世帯合計の事実発生に限ります。

※ 半分以下に減少した平成26年中の年間所得から算定した世帯の市町村民税所得割額が、基準額表2の金額未満であることなど一定の条件があります。

○ いずれの場合も、所得の多い方を確認するため、保護者全員の課税証明書が必要になります。

離婚による家計急変の場合は、離婚前の配偶者の課税証明書も必要となります。

○ 添付書類など、取り扱いの詳細については学校にお問い合わせください。

（申請期間については、平成27年2月末までを予定しています。ただし、学校により締切が異なるため、詳細については学校にお問い合わせください。）

授業料補助金額(年額) (注)

実際に負担する授業料 - 国の就学支援金受給額

（注）家計急変世帯のうち、年度途中で家計急変事由（失職、死亡、離婚等）が発生した場合、補助金額は、発生月からの月割額となります。

ただし、再就職等により、家計急変事由がなくなった場合は、それ以降の補助金を受けることができませんので、学校に申し出てください。

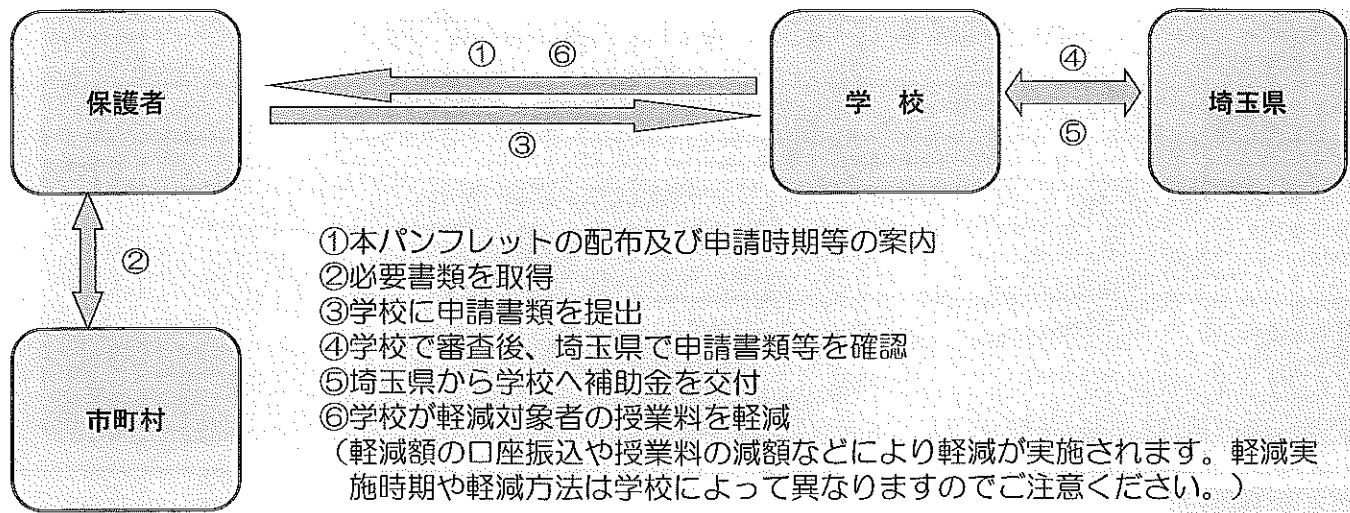
全体に関する注意事項

- 1 補助金額(年額)と国の就学支援金受給額の合計が、実際に負担する授業料(年額)を上回る場合には、実際に負担する授業料(年額)が補助の上限になります。
- 2 以下の場合、補助金額は、月割額(在籍月数等に応じた金額)になります。
 - ①年度途中で退学、休学、転学した場合
 - ②保護者が県外に転出もしくは県外から転入した場合
 - ③家計急変世帯(家計急変事由発生日～)
- 3 国の就学支援金の申請及び加算支給の届出が遅れたこと等により受給できなかった金額は、「国の就学支援金受給額」に含みます。

Q & A

問1	保護者の定義を説明してください。
回答	子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは未成年後見人)を「保護者」といいます。(保護者には配偶者も含まれます。)
問2	保護者がともに収入を得ている世帯の市町村民税所得割額の計算方法は?
回答	<p>☆配偶者が「控除対象配偶者」(保護者が配偶者控除を受けている)の場合 →原則として、配偶者控除を受けている保護者の市町村民税所得割額が、世帯の市町村民税所得割額となります。</p> <p>ただし、控除対象配偶者であっても、収入が100万円を超える場合は課税されることがあります。課税証明書を確認の上、課税されている場合は、保護者の市町村民税所得割額の合算額が、世帯の市町村民税所得割額となりますので、お二人の課税証明書の提出が必要となります。</p> <p>☆配偶者が「控除対象でない配偶者」(保護者が配偶者控除を受けていない、又は配偶者特別控除を受けている)の場合 →保護者の市町村民税所得割額の合算額が、世帯の市町村民税所得割額となりますので、お二人の課税証明書の提出が必要となります。</p>
問3	家計急変世帯(失職、死亡、離婚、年間所得が半分に減少)には該当しませんが、それ以外で対象になるケースはありますか?
回答	次のような特別の事情があった場合、学校に御相談ください。 ○災害等で自宅が滅失した(一部滅失を除く)とき。
問4	保護者が海外へ単身赴任をしているため、住民税が課税されていません。どの基準に該当しますか?
回答	保護者が海外で勤務しており、市町村が発行する課税証明書が発行されない場合、授業料軽減補助等の対象とはなりません。
問5	学校へ提出する書類として「課税証明書」とありますが、同様に市町村民税所得割額を確認できる「特別徴収税額決定通知書」を提出してもいいですか? また、原本ではなく写し(コピー)の提出でもいいですか?
回答	給与所得以外に収入がない場合には、「課税証明書」等の代わりに「特別徴収税額決定通知書」を提出しても構いません。 また、課税証明書や特別徴収税額決定通知書等の書類は、写し(コピー)を提出しても構いません。

申請から補助までの流れ



※軽減の実施時期は12月以降となります。具体的な時期や軽減方法は各学校からお知らせがあります。

学校に提出する書類

	提出書類	備考
1	各学校所定の書類(授業料軽減申請書など)	
2	世帯全員の 住民票 (続柄が記載されたもの) 外国籍の方は、世帯全員の 登録原票記載事項証明書 でも可。	原本を提出してください。
3	保護者の 平成26年度課税証明書等 (各市町村で名称は異なります。) (控除対象で年収が100万円以下の配偶者は不要) (配偶者特別控除対象の配偶者は必要) ※P.3の「課税証明書」見本を参考に、必ず、市町村民税所得割額及び扶養親族数の記載があるものを提出してください。 ※さいたま市は「所得証明書」です。 その他市町村は窓口で確認して下さい。	給与所得の他に収入がない場合、課税証明書の代わりに、特別徴収税額決定通知書を提出しても構いません。また、写し(コピー)を提出しても構いません。
4	その他必要と認められる書類	

※本制度を実施するに当たって収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に基づき、適正に取り扱います。(提出された書類は返却できません。)

提出期限・提出先

- (1) 書類は学校へ提出してください。提出期限や提出方法については、学校から別に案内があります。
- (2) 学校で定められた提出期限は必ず守ってください。書類が期限までに提出されない場合には、軽減を受けることができなくなります。

問い合わせ

提出書類など不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。